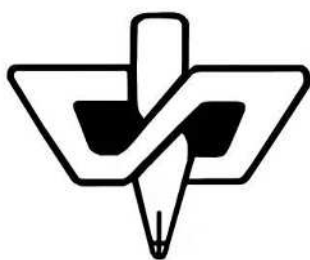


令和8年度

芦屋市立潮見中学校 学校生活の手びき



〒659-0043

芦屋市潮見町 20 番 1 号

電話 0797-34-1601

FAX 0797-32-5894

目 次

1. 沿革	P 1
2. 学校概要	
校区、授業時数	P 2
時程表	P 3
年間行事予定	P 4
3. 中学校での学習活動	P 5
4. 教科の学習方法	P 6
5. 学校での一日	P 8
6. 校外生活	P 1 0
7. 服装、持ち物、身だしなみについて	P 1 1
8. 部活動	P 1 3
9. 生徒会活動	P 1 4
1 0. 学校でケガをした場合(登下校も含む)	P 1 8
1 1. 物品価格	P 1 9
1 2. 学校徴収金に関するゆうちょ銀行口座開設と手続き	P 2 0
1 3. 一斉メールおよび登下校メールサービスについて	P 2 2
1 4. 学校行事における画像や動画の取り扱いについて	P 2 3
1 5. 教室配置案内図	P 2 4

校 訓

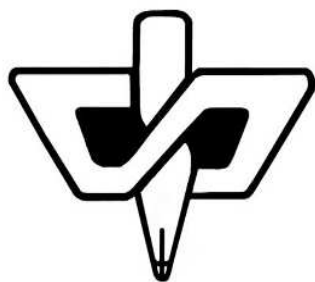
自分を大切に「鍛錬」(きびしさ)

人を大切に「尊敬」(おもいやり)

物を大切に「愛情」(やさしさ)

街を大切に「感謝」(よろこび)

校 章



3S とペンを図案化

Seaside
Shiomi
Study

潮見中学校の洋々たる前途を表現しています。

潮見中学校 校歌

岩城康隆 作詞
籠谷清江 作曲

一、 海辺はるかに うちつづく

東雲どきの 明るみに

武庫の山並み 浮かびいで

茅渟の浦曲に 潮の音

秀麗の地に われらあり

ああ わが潮見 潮見中学校

二、 幽かな響き 松風の

古え語る 芦屋川

満ちくる潮の いやましに

平和と自治の 誓い立て

新興の地に われらあり

ああ わが潮見 潮見中学校

三、 芦屋の里に わが光

北斗の星は きららかに

あげよまなじり 彫れ刻め

磨きをかけよ 凛々と

創造の地にわれらあり

ああ わが潮見 潮見中学校

1. 沿革

昭和54年 4月 9日	第1回入学式・始業式挙行 初代 岩城 康隆 校長以下職員13名 (生徒数3年8名・2年8名・1年22名 計38名)
昭和54年10月 5日	体育会に校章入り校旗発表
昭和54年11月10日	文化発表会に校歌発表
昭和57年 4月 1日	みどり学級中学部(肢体不自由学級)設置
昭和59年 9月10日	第1回勤労生産自然教室(丹波少年の家)実施 (4泊5日)
平成元年 3月13日	校樹を「サクラ」とする。 校地東北端に11本植樹し「第6代潮見桜」とする
平成 3年12月 2日	コンピュータ教室完工
平成 4年 9月12日	学校週5日制始まる(第2土曜日)
平成 5年11月19日	アキノ前フィリピン大統領が本校を視察訪問
平成 7年 1月17日	阪神淡路大震災復旧対策にあたる (避難者、遺体安置、仮設住宅、液状化現象等)
平成 7年 4月22日	学校週5日制(第2・第4土曜日)始まる
平成 8年 1月17日	阪神淡路大震災復興記念碑「凜々」設置
平成10年 6月 1日	創立20年・震災復興祈念式典挙行、有森裕子氏記念講演
平成10年11月 2日	第1回地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」実施
平成19年 3月31日	みどり学級中学部 閉級
平成26年 7月19日	給食・特別教室棟建替工事開始
平成27年 8月27日	給食・特別教室棟オープン記念式
平成27年10月 5日	給食開始
平成28年 4月 1日	短焦点プロジェクター各教室、技術室に常設配置
平成28年11月10日	兵庫県教育委員会 移動教育委員会
令和 2年11月30日	校内LAN整備及び無線AP設置
令和 3年 3月 1日	GIGA スクール 全生徒にiPadを貸与
令和 6年 1月17日	いじめサミット参加
令和 7年 2月28日	グラウンド改修工事完了

2. 学校概要

(1) 校 区

中学校	小学校	通 学 区 域 (町 名)
潮見中	潮見小	若葉町・緑町・潮見町・陽光町・海洋町・南浜町・涼風町
	浜風小	新浜町・浜風町・高浜町

(2) 学年別教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の年間配当

教科 学年	必 修 教 科 の 授 業 時 間									道徳	特活	総合	合計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語				
1	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
2	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
3	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015

(3) 時程表 (日課表)

時間区分	校時	月	火	水	木	金
8:25~8:35	読 書					
8:35~8:40	朝 礼					
8:40~8:45	授 業 準 備					
8:45~9:35	1 校時	(1)	(7)	(13)	(19)	(25)
9:35~9:45	業 間					
9:45~10:35	2 校時	(2)	(8)	(14)	(20)	(26)
10:35~10:45	業 間					
10:45~11:35	3 校時	(3)	(9)	(15)	(21)	(27)
11:35~11:45	業 間					
11:45~12:35	4 校時	(4)	(10)	(16)	(22)	(28)
12:35~12:50	給 食 準 備					
12:50~13:10	給 食					
13:10~13:35	昼 休 み					
13:35~14:25	5 校時	(5)	(11)	(17)	(23)	(29)
14:25~14:35	業 間					
14:35~15:25	6 校時	(6)	(12)	(18)	(24)	(30)
15:25~15:30	終 礼 準 備					
15:30~15:40	終 礼					
15:40~15:55	清 掃					

(4) 年間行事 ※ 現時点での予定であり、今後変更になる場合があります。

	上 旬	中 旬	下 旬
4 月	始業式 離・着任式 入学式	対面式 部活動説明会 授業参観・学級懇談会 修学旅行・進路説明会 トライやる説明会	部活動懇談 全国学力学習状況調査 育友会総会(オンライン) 家庭訪問 (1年) 教育相談 (2・3年) 避難訓練 定期健康診断 (4～6月)
5 月	中間・実力考査 二者懇談	トライやる・ウィーク (2年)	校外学習 (1年)
6 月	修学旅行 (3年) 前期生徒総会	オープンスクール 期末考査	
7 月	市中総体開会式	期末懇談 終業式 阪神総体	勉強会
8 月	夏季職員研修会 勉強会	学校閉校日 勉強会	始業式 実力考査 (3年) 課題考査 (1・2年)
9 月	教育実習開始 二者懇談		
10 月	中間考査	文化発表会 合唱コンクール 芦屋市総合文化祭	わくわくオーケストラ 実力考査 (3年)
11 月	生徒会立候補者受付 進路説明会 スポーツ大会	期末考査	
12 月	後期生徒総会 生徒会選挙	期末懇談	終業式
1 月	始業式 実力考査 (3年) 確認考査 (1・2年)	1. 17 追悼集会 二者懇談	
2 月	オープンスクール 新1年生入学説明会	私学入試 公立推薦・特色選抜入試	卒業・学年末考査
3 月		公立学力検査 卒業式	修了式 新1年生登校日

3. 中学校での学習活動

中学校生活は、大人になって社会に出る準備の期間です。社会に出た時に役立ち、進路の希望が実現できる学力を身につけるために、進んで学習に取り組みましょう。

中学校では、小学校以上に授業の内容に広がりや深まりが出てきます。また、学級会活動、生徒会活動、学校行事に対する取り組みなど、自主的・自発的な活動も盛んになってきます。それだけに各自が時間の使い方や学習の方法に工夫をこらし、自ら進んで学習していく必要があります。

小学校と中学校の授業形態の違いは、教科によって担当の先生が変わることでしょう。つまり、それだけ各教科の学習内容が専門的になるということです。よく分からないことがあれば何でも結構です。質問してください。

小学校との大きな違いは

- (1) 【教科担任制】国語は国語の先生、社会は社会の先生というように各教科それぞれの教科の先生が教えてくれます。
- (2) 【学級担任】朝礼、給食、終礼や清掃時間、学級活動の時間や総合の時間などの指導をします。困ったことなど遠慮せずに相談してください。
- (3) 【教科の呼び方が変わるもの】算数→数学、図工→美術、家庭→技術・家庭
- (4) 【定期考査】学習した内容がどの程度身についているかを見るために、定期テストを行います。考査前には考査範囲が示されます。
 - 1 学期・・・1, 2 年中間考査、3 年中間・実力考査（5 月中旬）
期末考査（6 月下旬）
 - 2 学期・・・1, 2 年課題考査、3 年実力考査（8 月下旬）
中間考査（10 月上旬）、3 年実力考査（10 月下旬）
期末考査（11 月下旬）
 - 3 学期・・・1, 2 年確認考査、3 年実力考査（1 月上旬）
1, 2 年学年末考査、3 年卒業考査（2 月下旬）
 - 中間、課題、確認、実力考査は、国語・社会・数学・理科・英語の5教科です。
 - 期末・学年末考査、卒業考査は、全教科です。
 - 考査一週間前から部活動は停止です。計画的に学習して考査にのぞみましょう。
- (5) 【生徒会】生徒自身の手によって、学校生活を明るく、豊かにするために活動する組織です。
- (6) 【部活動】運動部・文化部があり、活動日は各部ごとに決めて実施しています。
(県大会や近畿大会に出場している部もありました。)

※令和8年度より、部活動のクラブ地域展開が決まっています。※後述「8 部活動」にも記載

4. 教科の学習方法 <参考>

※ここでは、例をあげています。自分でもよい勉強方法を見つけてください。勉強方法が分かると勉強も楽しくなります。

【国語】

次に学習するところを読みましょう。読めなかった漢字、意味がわからない言葉、大切だと思うところに印をつけておくとよいです。また、新しく学ぶ漢字を練習したり難しい言葉の意味を調べたりしておく、なお良いでしょう。

授業では、友達の意見や発表もしっかり聞いて、自分の意見も積極的に発表しましょう。ノートは、縦書きします。後で復習できるように、ていねいな文字で書くようにしましょう。

少し難しい文章があったり、古典を学んだりもします。良い文章をたくさん読めば、豊かな心とはば広い知識が身につきます。毎日の生活の中に本や新聞を読む時間をもつようにしましょう。

※習字道具の手入れをしておいてください。

【社会】

3年間で、地理的分野、歴史的分野、公民的分野を学習します。それぞれについて、予習、復習をしっかりと行う必要があります。小学校で学習したこともそれぞれの分野で出てきます。例えば、都道府県の名前や歴史上の重要人物、社会のルールなどです。

この学校の図書館には多くの書物も備わっています。新聞を読んだり、TVやネットニュースなども見るようにして、社会に関わる事項について興味を持ち、調べていくような意欲的な姿勢が必要です。

【数学】

小学校で習った基本的な計算を復習しておきましょう。特に小数・分数計算を繰り返しやっておきましょう。

毎日少しずつでも家庭で復習する習慣を身につけましょう。算数・数学の学習の内容はつながりがあり、3年間で学ぶ量も多くなりますが、毎日家庭で学習する習慣がついていれば、力は必ず定着します。

※定規・コンパスなどは、小学校で使用したものでかまいません。

【理科】

生物・化学・物理・地学の4分野を学習します。加えて3年時には、地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題についても考えていきます。自然の巧みさ、不思議さ、科学の素晴らしさを学ぶ中で実験・観察を大切に、理科の用語を整理するなど予習復習を確実にいきましょう。

【音楽】

毎回宿題がでたり、予習が必要な教科ではありません。その分授業の中でしっかり取り組むことが大事な教科です。歌唱や合唱、楽器演奏、鑑賞など様々な音楽活動を通して表現力を養い、豊かな心を育みます。表現力を高めるにはしっかり聴く意識が必要です。

【美術】

中学校の美術の時間では、感じたことをもとに発想して作品をつくったり、使う人のことを考えてデザインしたりします。また、美術作品や仲間がつくった作品を鑑賞し、自分の見方を広げ深めていきます。

例えば、通学路に咲く花々、中庭の季節の移り変わり、グラウンドから眺める雄大な六甲山、空などを見て美しいと感じたり、素敵だと感じ、じっくり見つめ、感じることで発想力をつける第一歩です。じっくり見ることから始めてみましょう。技法や色彩、作者についての知識を広がることも大切です。

【保健体育】

授業の中でしっかり取り組むことが大事な教科です。体調管理をしっかり行い毎回の授業に出席、参加することを心掛けましょう。

潮見中学校指定の体操服、クォーターパンツ、ジャージ上下、体育館シューズが必要です。体操服、ジャージ上には所定の位置にゼッケンを必ずつけます。(最初の授業で説明します)

水着についても学校指定のものがが必要です。(購入については後日連絡します)

柔道着については、購入またはレンタルもできます。個人で持っているものを使用しても構いません。(柔道着の購入、レンタルについては後日連絡します)

【技術・家庭】

生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得して、生活と技術のかかわりについて学習します。家庭生活についての物づくり・情報・衣類・食事・住居等について興味関心を持つことが大切です。

技術分野・・・「材料と加工の技術」「エネルギー変換の技術」「生物育成の技術」「情報の技術」
家庭分野・・・「衣食住の生活」「家族と家庭生活」「消費生活と環境」

技術・家庭ともに製作・実習があります。準備物については、実習ごとに担当がお知らせします。

【英語】

語学を学び続けることで、自分の未来や世界が広がります。教科書には、外国の文化や日本文化を紹介する内容が盛りだくさん載っています。語学の学習は、こつこつとした努力が欠かせません。時には、面倒になって苦手と覚えることもあるかもしれませんが、自分の生活を豊かにする語学の魅力を忘れないでほしいと思っています。そのために、最初から真剣に取り組みをしましょう。テスト前の数時間より、毎日の10分の方が大切です。

*学校には辞書が用意されていますが、家庭にも辞書(英和・和英)がある方がより学習習慣が身につきます。タブレット等で調べることはできますが、1冊あるのが望ましいです。

5. 学校での一日

1 あいさつ

- ・気持ち良くあいさつをしましょう。
- ・正しい言葉づかいをしましょう。

2 登校

- ・徒歩で登校します。ケガなどの特別な事情があるときは保護者が連絡してください。
- ・8：20までに正門を通過します。（1回目のチャイム）
 ※8：25に教室で着席していないと遅刻です。（2回目のチャイム）
- ・8：25～35は朝読書の時間です。
- ・8：35からクラスで朝礼です。
- ・8：45から1時間目の授業が始まります。
- ・登校したら下校までは許可なく学校外には出ません。

3 教室のカギについて

- ・クラスで最初に来た人が、職員室からカギを持って行き、教室を開けます。
- ・教室を移動するときは、当番の人がカギをかけて、教科の先生にあずけます。
- ・放課後はカギをかけます。
 放課後、先生がいないと教室は使えません。

4 授業

- ・時計を見て行動しましょう。
 授業は50分間です。授業と授業のあいだの10分間でトイレや次の授業の準備をすませ、席に座って始まるチャイムを待ちます。
- ・授業中は勝手に席を立て歩き回ったり、勝手にしゃべったりしません。
 *発表や質問は積極的にしましょう。
- ・忘れ物がないように注意しましょう。忘れたときは先生に言いましょう。
- ・授業の初めと終わりはきちんとあいさつをしましょう。
- ・教科係は授業後、担当の先生から次の授業の準備（持ち物）を聞いておきます。

5 業間

- ・業間の10分は、次の授業の準備をします。
- ・他クラスの教室や他学年の階に出入りしません。

6 給食

- ・時間は12：35から13：10です。
 12：35から12：50までに配膳をします。
 12：50には、みんなでそろって「いただきます」ができるようにしましょう。
 13：10の「ごちそうさま」までは席を立ちません。
 13：15には当番が片付けを行います。

- ・各自でランチョンマットを敷き、給食を食べます。
- ・個人懇談の日等、授業が午前で終わり、部活動などで午後から学校で活動するときは各家庭で昼食の用意をしてください。「弁当を持ってくる。または、一度家に帰って食べてくる。」など、担当の先生の指示に従ってください。

7 昼休み

- ・時間は13:10～13:30です。
- ・次の日の連絡や、授業の準備(持ち物)を生活ノートに書きます。
- ・当番は配付物などの準備をしておきます。
- ・グラウンドでボールの貸し出しがあります。
13:30のチャイムが鳴ったらボールを返し、5時間目の準備をします。
- ・13:35から5時間目が始まります。

8 終 礼

- ・最後の授業が終わって5分後に始めます。
- ・終礼が早く終わっても、他のクラスのじゃまにならないようにします。

9 欠席するときや遅刻するとき

- ・保護者にミマモルメで前日18:00～当日8:30に連絡してもらいます。
*連絡なしで休んだときは、先生がその日のうちに必ず保護者と連絡をとります。
- ・遅刻した場合は必ず職員室に立ち寄ります。

10 早退するとき

- ・勝手に帰ることはできません。先生の判断で決定し、保護者と連絡が取れてから帰宅します。
- ・家に着いたら、学校に電話連絡をします。

11 清 掃

- ・班単位で、担当になった場所を掃除します。
- ・始まりと終わりに美化の担当者が担当班員を集めミーティングをして、努力目標の確認と反省を行います。

12 下 校

- ・用事のない人は、終礼・清掃後すみやかに正門より下校します。
- ・部活動、委員会活動等をする人は、最終下校時間を守ります。

最終下校時刻

4月	～	9月	18:00
		10月	17:30
11月	～	1月	17:00
2月	～	3月	17:30

1 3 生活ノート

- ・次の日の連絡や授業の準備(持ち物)、1日のできごとや感想を記入します。
- ・次の日の朝礼で担任に提出します。

1 4 図書室の利用

- ・平日の昼休み、放課後。
- ・図書委員以外はカウンター内に入らない。
- ・貸し出し期間は2週間です。

1 5 保健室の利用

- ・室内に無断で入らない。
- ・医療器具や薬品等は生徒だけで使用しない。

1 6 諸届・申し込み

- ・欠席の場合は、保護者がミマモルメで学校に連絡してください。
- ・体育の見学等の連絡は、保護者からメモや生活ノートに書いてもらい、教科の先生に見せます。
- ・忌引きの期間は次のとおりです。

父 母	10日
祖父母	5日
兄弟姉妹	5日(ただし、6歳未満は3日)
おじ・おば	3日
曾祖父母	2日

- ・学生割引証は、事務室で発行します。

6. 校外生活

- ・外出時は、行く先、目的、帰宅時間などを家の人に知らせておきます。
- ・映画館、飲食店、遊技場等に出入りするときは、保護者同伴または保護者の許可を得ます。
- ・夜の徘徊、無断外泊はしません。
- ・エアガン等の危険遊具は条例で禁止されているので使用しません。
- ・携帯電話・スマートフォンやSNS・インターネット等を使用する際は、保護者とルールを決めて取り扱しましょう。
- ・事件・事故にあった場合は、すぐ警察・学校に連絡します。

芦屋警察 23-0110 ※緊急時は110
潮見中学校 34-1601

7. 服装、持ち物、身だしなみについて

1 通学服（気候や体調に合わせて、下の表から各自で判断する。）

	冬服(ブレザー着用時)	夏服	中間服
Aタイプ	ブレザー 長袖カッター ネクタイ	半袖カッター (ネクタイなし) ポロシャツ	長袖カッター (ネクタイ自由)
Bタイプ	ブレザー 長袖ブラウス 制服ベスト リボン	半袖ブラウス (リボンなし) 制服ベスト着用自由 ポロシャツ	長袖ブラウス (リボン・ベスト自由)

- ・ Aタイプ、Bタイプともにズボン・スカートを選択できる。
- ・ 半袖カッターシャツ、半袖ブラウス、ポロシャツは左袖に s h i o m i の刺繍入りのもの。
- ・ 変形は認めない。

(1) 式典時の服装

入学式、卒業式は、冬服着用での参加とする。
行事などで服装指定する場合は指示がある。

(2) 冬服に関連して

- ① 男女ともセーター、カーディガン（学校指定、紺・黒・グレー）を着用してもよい。登下校中はブレザーを着用する。校内ではセーター、カーディガンのままでもよいが、名札はつける。
- ② 学校指定ウィンドブレーカーの上衣のみ、冬服着用時の登下校に防寒着として着用してよい。
- ③ ウィンドブレーカーは、登校後、体育や部活など許可された場合を除き下校時まで着用しない。
- ④ 登下校時のマフラー・手袋は着用してよい。着用時期は体調に合わせて個人で判断する。（あまりにも長いもの、派手なものは使用しない）

冬服（上衣）

中間服（上衣）

Aタイプ

Bタイプ

Aタイプ

Bタイプ



(3) 服装関連

	項目	規定	注意事項
①	靴	・運動靴 マジックテープ可	・ハイカットの靴は不可。 ・華美でないもの
②	靴下	・色は単色 (蛍光色、装飾物は禁止)	・マークは可とし、500円玉サイズで、 2ポイントまで ・色線は3本までで、同じ色とする ※式典時は紺・黒・グレー・白の単色
③	名札	・学校指定のものをつける。	・上着を脱いだ時は下の服につける。 ・朝礼で配布、終礼で回収。
④	カバン	・学校指定のもの 制カバン、サブバックの使用は、 各自で判断する。	・指定以外のものは使わない。 ・小さなキーホルダーなどは自分の ものとわかるようにするために つけるのは可。 ・部活で使用するものは顧問の許可 のもとで使用する。
⑤	ベルト	・黒・紺・茶の単色 ・ズボンにベルトは着用する。	・模様・飾りのあるものは禁止。
⑥	頭髪	・中学生らしく清潔感のある 活動しやすい髪型	・前髪は目にかからないようにする。 ・後ろ髪が肩にかかる場合はゴムで 束ねる。(ゴムの色は黒・紺・茶) ・パーマ、髪染めは禁止で、整髪料は 使わない。 ・過度な髪形の変形は禁止。 ・ピン止めは黒で飾りのないもの。 また大型のものは使わない。
⑦	その他	・規定以外のものは服につけない	

(4) その他

- ① 再登校、休日の部活動の登下校時は、活動着でもよい。
- ② カッターシャツやブラウスの下のシャツ類は、華美でない単色(白、ベージュなど)に限る。
マーク不可。
- ③ ストッキング・タイツなどは着用してもよい。
柄のないもので、ベージュ・紺・黒色の単色のものに限る。
- ④ 給食着は、小学校のものを継続使用してもよい。
- ⑤ 熱中症対策として、登下校の際、帽子の着用を認める。

2 その他、学校として認めていないもの

- (1) 自転車通学
- (2) 登下校中の買い食い
- (3) 不要物(学校に持ってきてはいけないもの)
 - ・おもちゃ、ゲーム、遊び道具等、お菓子、ジュース類
 - ・携帯電話・スマートフォン、携帯ゲーム機、音楽プレーヤーなど
 - ・必要のないお金、高価なもの、化粧品(色つきリップクリームは不可)
 - ・危険なもの(ナイフ、カッター、マッチ・ライター、花火など)

- ・その他、学校生活に必要なもの

8. 部 活 動

部活動は、生徒が自主的に参加し主体的に活動することによって、それぞれの能力を伸ばすことを目標とします。

運 動 部	文 化 部
バスケットボール (男)	吹 奏 楽
バスケットボール (女)	技 術
サッカー	美 術
ソフトテニス (男)	
ソフトテニス (女)	
バレーボール (女)	
野 球	
卓 球 (男)	
剣 道	

1. 活動時間

- ・下校時間 (「p 9 最終下校時刻」の項参照)
- ・早朝練習 7 : 1 0 登校
8 : 1 0 片付け完了
- ・延長練習 下校時刻プラス30分 (ただし18 : 00を超えないこと)
- ・休 日 9 : 0 0 ~ 最終下校時刻

2. 定期考査前後の活動

- ・考査1週間前より休止、考査最終日より再開。

3. 「トライやる・ウィーク」期間

- ・同期間中の2年生の活動は禁止。

4. 服 装

- ・休日は活動着での登下校可。
- ・活動着とは、体操服または部指定の練習着および防寒着。

5. 校外試合

- ・公共機関を利用することを原則とする。
- ・ただし、校区外に限り顧問の許可を得て自転車の使用を許可する。

6. 飲み物

日常の練習中の飲み物は、お茶を原則とする。

※令和8年度より、部活動のクラブ地域展開が決まっており、運動部は7月の総体まで、文化部は10月の総文までが目安となっています。詳しいことは、芦屋市よりホームページ等でお知らせしています。

9. 生徒会活動

生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は芦屋市立潮見中学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校に在籍する全生徒を会員とし本校教職員を顧問とする。

第3条 本会は生徒の自主的な力で学校生活の問題を解決する自治力をより向上させていくことを目的とする。

第4条 会議はすべて公開とし、各構成員の3分の2以上の出席を必要とする。原則として顧問の出席により成立する。

第5条 本会のすべての決定事項は、学校長の承認を得た後に効力を発する。

第6条 本会は生徒総会、代表委員会、執行委員会、学年委員会、各専門委員会、学級会をもつ。

第2章 役員

第7条

(1) 本会の執行部に次の役員を置く。

会 長	1名	
副 会 長	2名	立候補の際1、2年より各1名
生 活 委 員 長	1名	
美 化 委 員 長	1名	
放 送 委 員 長	1名	
図 書 委 員 長	1名	
保健・給食委員長	1名	
書 記	1名	

(2) 本会に次の委員を置く。

学 級 委 員 長	各学級	1名
学 級 副 委 員 長	各学級	男女1名
生 活 委 員	各学級	2名
美 化 委 員	各学級	2名
放 送 委 員	各学級	2名
図 書 委 員	各学級	2名
保健・給食委員	各学級	2名

第8条 役員の任期は1ヶ年、但し、学級委員の任期は1学期間とし、再選してもよい。

第9条 会長は本会を代表し、最高責任者となる。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

第10条 書記は生徒会長が委嘱し、生徒会運営に必要ないっさいの記録、広報の発行、決議事項の伝達などを任務とする。

第11条 執行部の任務は次の通りとする。

- (1) 総会及び代表委員会の議案の作成
- (2) 学年委員会、専門委員会で討議する部議案の作成

(3) 決議事項を執行する。

第3章 生徒総会

第12条 生徒総会は最高の議決機関であって、通常生徒会長が召集する。

臨時生徒総会は生徒会員の3分の1以上の要求があったとき、または代表委員会が必要と認めたととき開くことができる。

第13条 生徒総会は規約改正、年間計画、その他必要事項を審議し、これを決定する。

第4章 代表委員会

第14条 代表委員会は、生徒総会に次ぐ議決機関であって生徒会長が召集する。

第15条 代表委員会は各学級委員長、副委員長、執行部役員で組織する。

第16条 代表委員会は次の権限を有する。

- (1) 本校生徒会活動に関する種々の議題を審議すること。
- (2) 規定および規則に関することを提案し審議すること。
- (3) 執行部の役員の信任、不信任を審議すること。
- (4) その他必要な事項を審議すること。

第17条 定例代表委員会は毎月1回開き、生徒会長または代表委員会の半数以上の要求により臨時の代表委員会を開くことができる。

第5章 学年委員会

第18条 学年委員会は各学級の委員長、副委員長によって構成し学年別に、学年委員長、副委員長を各1名置く。

第19条 学年委員会は学年の活動に関することおよび代表委員会に関する議案を審議する。

第20条 学年委員長が召集し、原則として每学期1回開く。

第6章 各専門委員会

第21条 本会は企画執行機関として、次の専門委員会を置き、その職務は次の通りとする。

1. 生活委員会

学校内における生活、規律に関する企画運営

2. 美化委員会

校舎内外の管理および美化活動に関する事柄の企画と執行

3. 保健・給食委員会

保健・衛生に関する知識の普及。給食に関する活動。

4. 図書委員会

図書の貸し出し、整理、新刊紹介など

5. 放送委員会

日常の校内学校放送を行う。(音楽放送、連絡放送など)

第22条 各専門委員会は各専門委員長によって、必要に応じて召集され、その目的にかなった事項を審議し、決議し、執行する。

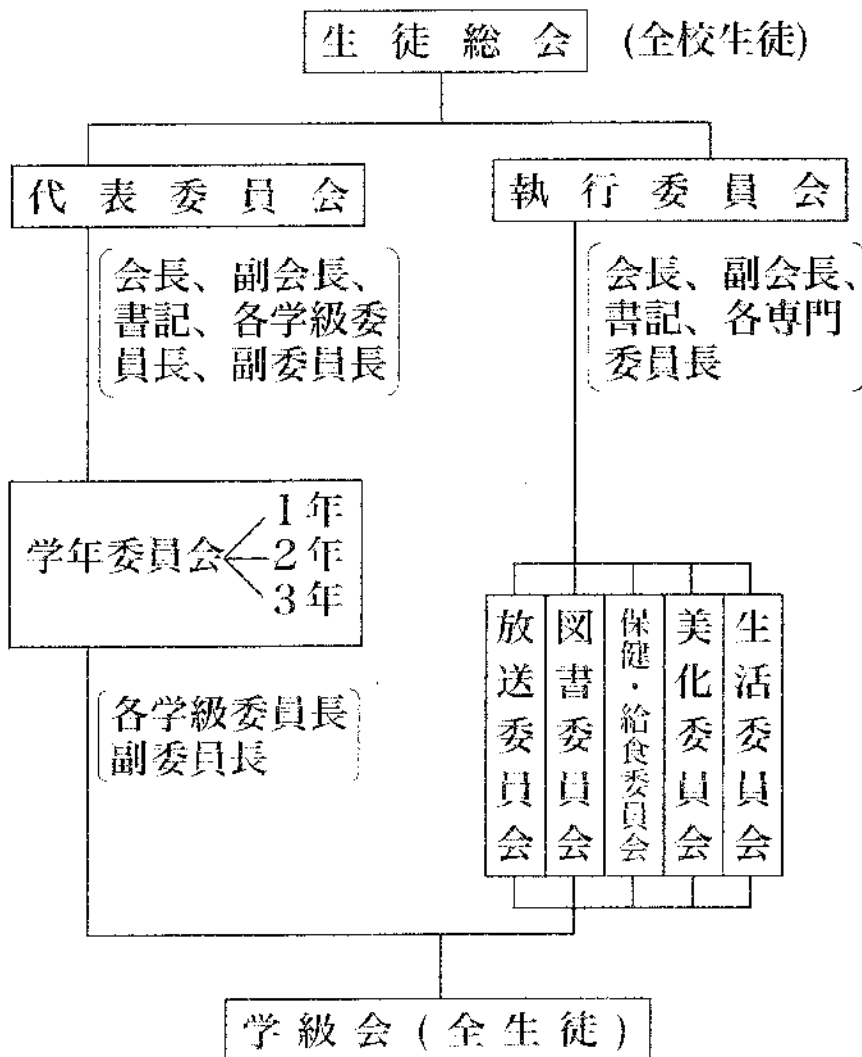
第23条 生徒総会を開くことができない場合は、学級会において審議し、その賛否数を総計して生徒総会にかえることができる。

第24条 この規約改正は全生徒の3分の2以上の賛成を得て、代表委員会が発議し全校生徒に提案して、その承認を得なければならない。

この承認は全校生徒の過半数の賛成を必要とする。

第25条 この規約は1979年11月28日より効力を発する。

生徒会組織図



生徒会選挙規定

第1章 総則

本校における選挙は、すべて生徒相互の人格を尊重し、自由を重んじて公明かつ正大におこなわなければならない。

第2章 選挙

1. 生徒会長および副会長および各専門委員長は立候補制により、それぞれ会員の直接選挙によって選び、その期日は2学期末に行う。任期は1年とする。
2. 会長は2年生から1名選ぶ、副会長は2年生から1名、1年生から1名選ぶ。
3. 会長、副会長1、2年生はそれぞれ独立させて選挙する。当選人に（が転出、）事故のある場合は次点者をくりあげる。
4. 投票は無記名で行う。

第3章 選挙管理委員会

1. 選挙管理委員会は生徒会長、副会長に関する一切の責任を持ち、3年より5名を代表委員会において選出し、構成する。
2. 選挙管理委員会は次のことを行う。
 - イ. 選挙の告示
 - ロ. 立候補の受付
 - ハ. 投票場および投票用紙の整備
 - ニ. 広報の発行
 - ホ. 立会演説会の開催
 - ヘ. 開票事務ならび当選者の認定
 - ト. 選挙事務に関すること
 - チ. その他選挙に関する事務一切を行う
3. 選挙運動、その他に関する細則はその都度選挙管理委員より定める。ただしその際代表委員会の承認を必要とする。

第4章

1. 生徒会役員の不信任案は全校生徒の3分の1以上の署名を必要とし、選挙管理委員会において確認の上、過半数の賛成により成立する。
但し、選挙後1学期間は不信任は成立しない。
2. この規定の改正は代表委員会の承認を必要とする
3. この規定は1979年11月28日より効力を発する。

10. 学校でケガをした場合（登下校時も含む）

独立行政法人 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の 手続きについて

学校園管理下で災害が発生しました時は、〔独立行政法人日本スポーツ振興センター〕より治療費等が給付されます。手続きの流れは以下の通りですので、よろしくお願いいたします。

〈手続きの流れ〉

- 1 病院の治療費は、健康保険証を使用し、保護者がお支払いください。
※福祉医療受給者証（母子家庭等医療・乳幼児等医療・こども医療・障害者医療等）と独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」との併用はできません。
- 2 [災害報告書]は保護者が記入してください。[医療等の状況]は病院で記入してもらい、一緒に学校園に提出してください。
※薬局が病院と別になっている場合は、薬局に[調剤報酬明細書]を提出し、記入してもらってください。
※整骨院を利用される場合は、書類が異なりますので、その旨ご連絡ください。
- 3 学校園で手続きをします。給付金が支給されましたら別紙にてお知らせいたします。
- 4 給付金は[口座振込み申請書]を提出していただいてから約1～2カ月後に口座に振り込まれます。

注意事項

- 健康保険証を使用して払った治療費の合計が1,500円（500点）以上のものが対象となります。
- 保険内診療の範囲内での給付となります。（入院に伴うベッド差額・冷房費・歯のけがでの差し歯・松葉杖のレンタル等は個人負担となります。）
- 交通事故など損害賠償にかかわる災害は支給されません。

福祉医療受給者証をお持ちの方へ

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の申請が却下された場合は、後日福祉医療に基づいた医療費の助成を行いますので、下記①～④をご持参の上、芦屋市地域福祉課福祉医療係（tel 38-2076）にお越しください。

- ① 福祉医療受給者証 ② 医療機関の領収書 ③ 認印 ④ 振込先の銀行口座のわかるもの

11. 物 品 価 格

品 名		価 格	備 考	
ハタ西宮店	Aタイプ	標準服上着	23,000 円	SS～BL
		カッターシャツ(長袖)	2,250～3,200 円	A体・B体・別寸
		半袖開襟シャツ	3,250 円	
		ネクタイ	2,400 円	
	Bタイプ	標準服上着	16,900 円	A体・B体・別寸
		ブラウス(長袖)	2,250～2,950 円	
		ブラウス(半袖)	2,850 円	
		ベスト(合・夏用)	6,500 円	
		リボんタイ	1,500 円	
	A B 共通	ズボン	11,000 円	
		夏ズボン	10,000 円	
		ベルト	1,500 円	
		スカート	13,300 円	
		夏スカート	12,200 円	
		セーター	3,900 円	紺・グレー・黒
カーディガン		4,250 円	紺・グレー・黒	
半袖ポロシャツ		2,950 円		
大塚ユニフォーム	半袖体操服白(ゼッケン入)	1,800 円	SS～3L	
	半袖体操服ネイビー(ゼッケン入)	2,150 円	SS～3L	
	長袖体操服白(ゼッケン入)	2,150 円	SS～3L	
	長袖体操服ネイビー(ゼッケン入)	2,420 円	SS～3L	
	クォーターパンツ	1,870 円	SS～3L	
	ジャージ上(ゼッケン入)	4,060 円	SS～3L	
	ジャージ下	3,690 円	SS～3L	
	ゼッケン	70 円		
	柔道着	3,870 円	※レンタルあり	
	給食着	1,400 円	150～3L※小学校時のものを使用可	
	給食帽子	200 円	※小学校時のものを使用可	
わたじま屋	通学カバン(リュック)	5,100 円		
	サブバッグ	3,600 円		
ス ポ ー ツ ワ キ タ	体育館シューズ	2,900 円		
	ウインドブレーカー上	4,600 円	※自由購入	
	ウインドブレーカー下	3,500 円	※自由購入	
	名札	300 円		
	アルトリコーダー	2,000 円	ネームはシールを使う	

① 標準服関係……ハタ西宮店(電話 0798-22-2604) ② カバン関係……わたじま屋(電話 072-823-4098)

③ 体育用品関係……大塚ユニフォーム(電話 078-794-2147) ④ シューズ関係……ワキタスポーツ(電話 06-6701-2101)

12. 学校徴収金に関するゆうちょ銀行口座開設と手続きについて

本校の学校徴収金の口座振替先は郵便局になっています。
つきましては、下記の手続きが必要ですので、よろしくお願します。

記

1 ゆうちょ銀行口座の開設について

- (1) 最寄りの郵便局で開設してください。
- (2) すでに開設されている方は、お手持ちの通帳をご利用ください。
※全国どこの郵便局でもかまいません。

2 「自動払込利用申込書」の提出について

- (1) 別紙「自動払込利用申込書」を参考にご記入ください。(カーボン紙で転写しますので、1枚目に強くお書きください)
- (2) 押印は、必ず1枚目と2枚目にしてください。通帳届出印です。
- (3) 生徒一人につき1部ずつ記入してください。
- (4) 郵便局に提出してください。

3 その他

金額等については、新年度(4月)になってからお知らせします。

参考

○学校徴収金について(年度によって違います)→ゆうちょ銀行から引き落とし
毎月5,000円徴収し、3学年終わりに残額を返金しています。

支出 災害共済、学校諸費、育友会学校活動協力費：2,660円(毎年年度初めに)

教材費：17,000円～26,000円(学年によって違います。)

1年生校外学習：約7,300円

3年生修学旅行：約62,000円、卒業関連費：約14,000円

※給食費については、芦屋市が徴収する公会計となりますので、別途口座振替の手続きが必要となります。

※修学旅行費については48回生から旅行者へ直接お支払い頂くシステムを開始しました。


自動払込利用申込書

自払申込

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
 ※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。
 私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。
 なお、本申込書は、私に代わって専行から下記加入者にお届けください。

記入例



お申込人(口座名義人)	おところ	郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇) 芦屋市〇〇町〇-〇	お届け印 
	おなまえ	フリガナ フリガナ 口座名義人の名前 様	
	日中ご連絡先電話番号	<input type="radio"/> 携帯 <input checked="" type="radio"/> 会社 <input type="radio"/> 自宅 〇〇〇〇- 〇〇 - 〇〇〇〇	
	記号番号	記号 番号(8桁未満の場合は右詰めで記入し、その後の空欄には「0」をご記入ください) 1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 通帳に記載のある方のみご記入ください。 2枚目にもご捺印ください。	

▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あげてご記入ください。 ▼払込金収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。

払込先	加入者名	芦屋市立潮見中学校			
	口座番号				
	払込開始月	年 5 月から	払込日 毎月 16 日	(再払込日 26 日)	土・日・祝日の場合は 翌営業日
払込金の種別	該当の項目に レ印をつけて ください。	<input type="checkbox"/> 電気料金 20	<input type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input type="checkbox"/> 授業料等 29	<input type="checkbox"/> 割賦代金 34
		<input type="checkbox"/> ガス料金 21	<input type="checkbox"/> 公庫償還金 26	<input type="checkbox"/> 購読料 31	<input type="checkbox"/> 税金 35
		<input type="checkbox"/> 水道料金 22	<input type="checkbox"/> 育英会返還金 27	<input type="checkbox"/> 年金保険 32	<input checked="" type="checkbox"/> 30
		<input type="checkbox"/> 電話料金 23	<input type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input type="checkbox"/> 会費 33	

ご記入してください。

▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

ご契約者	おところ	郵便番号 (-)
	おなまえ	フリガナ フリガナ 生徒の名前 様
	日中ご連絡先電話番号	<input type="radio"/> 携帯 <input type="radio"/> 会社 <input type="radio"/> 自宅 - -

備考	日附印	
	印鑑照合	受付

13. ミマモルメ（学校一斉メール、登下校メール）について

 ミマモルメ転入生・途中入会の方へ

ミマモルメサービスのご案内

先生メッセ全保護者対象 / 無料



一斉メールサービス

学校やPTAから保護者の方へのお知らせをアプリやメールで通知するサービス

☑ 配信内容例

- 警報や休校など緊急のお知らせ
- 不審者情報などの安心安全に関する情報
- 行事などのお知らせ
- 持ち物の確認や締め切り等の連絡

※学校ごとに運用は異なります。
※配信専用ですので、返信はできません。

親子メッセオプションの有料サービス



登下校メールサービス

ICタグをかばんに入れたお子様が校門を通過すると保護者の方へアプリやメールで通知するサービス

📄 登下校メールはこんなに便利！

- 帰宅時間が予測できて便利
- ICタグは充電不要！かばんに入れるだけ
- 通知先のアプリ・メールを複数登録できるから家族みんなで見守れる！

お申込みはWEBから

📱 以下のURL、またはQRコードよりお申込みください。

<https://hanshin-anshin.jp/entry/>

一斉メールサービスはお申し込み後、サービス利用に必要なID・パスワードを申込時に入力のメールアドレスへ最短で当日中に配信します。

登下校メールサービスのICタグはお申込みから約2週間後に、お申込み時に入力の住所へお届けします。

📌 転校前の学校で登下校メールサービス(有料)をご利用のお客様

継続利用される場合はマイページよりお手続きください。現在ご利用中のICタグをご利用いただけます。

※一部学校では転校手続きができない場合や、タグ交換になる可能性があります。

マイページ ▶ <https://hanshin-anshin.jp/pa/>

GPSサービス等の有料オプション※一部提供していない学校もございます。

詳しくはWEBサイトでご確認ください。▶ <https://www.hanshin-anshin.jp/>

22

14. 学校行事における画像や動画の取り扱いについて

保護者様

芦屋市教育委員会

近年の急速なスマートフォンやインターネット環境の普及により、「誰でも」「無料で」「簡単に」画像や動画をSNS（LINE・TikTok・Facebook・X(旧Twitter)など）や動画サイト（YouTubeなど）に投稿できるようになりました。

一方で、児童生徒が安易に投稿してしまい、被害者・加害者となってしまう事件がニュースでとりざたされています。

そういった事件に巻き込まれないために、以下の点をお子さんにご家庭でご確認ください。

1 勝手に個人情報を投稿しないこと、投稿されることを拒否すること

被害者や加害者になる事例の多くは、本人に無許可で個人情報をSNSや動画サイトに投稿してしまう、されてしまうケースです。仲間だけのグループでの投稿だと思っても誰かが別のグループやSNS、動画サイトに投稿してしまい、個人情報が広まってしまいます。

写真1枚でも、簡単に名前・住所・学校名を特定されてしまい大きなトラブルに発展します。

そのためにも、写真に写っている人の許諾なしに個人情報にあたるものを投稿しない、投稿されているのを見つけたら削除を求める、保護者に相談する、ということをお願いします。

2 投稿されたデータを消すことは困難であること

一旦SNSや動画サイトに投稿されたものは、インターネット上から完全に消すことは難しいことから、「デジタルタトゥー」と呼ばれます。安易な気持ちで行動したことが取り返しのつかない事態になります。

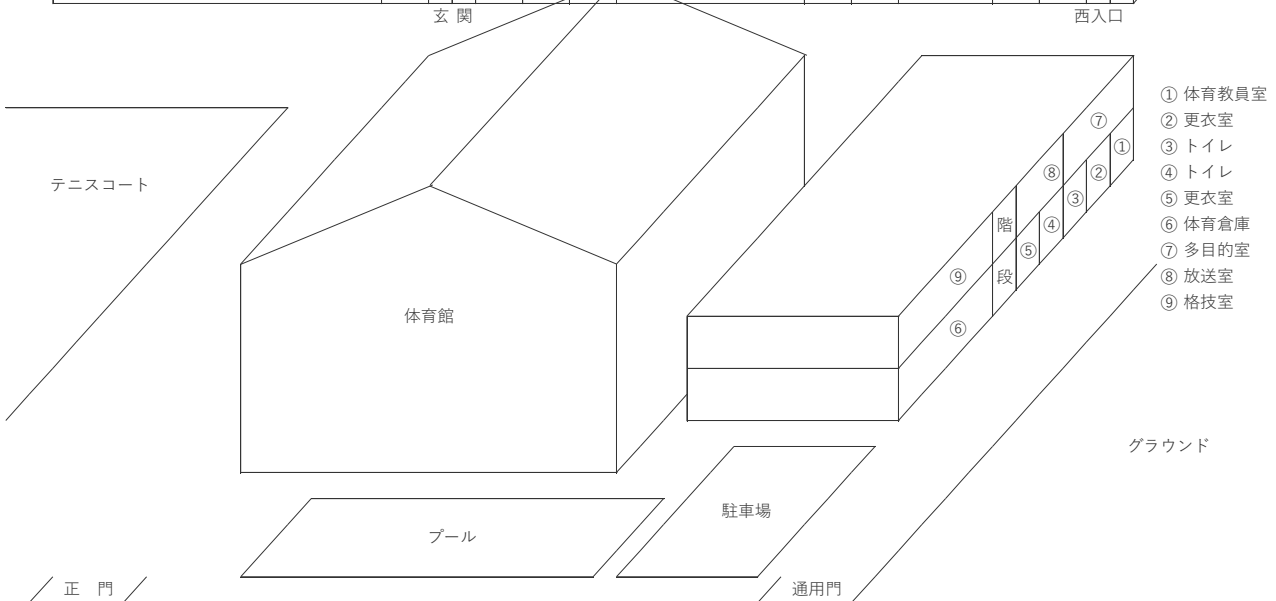
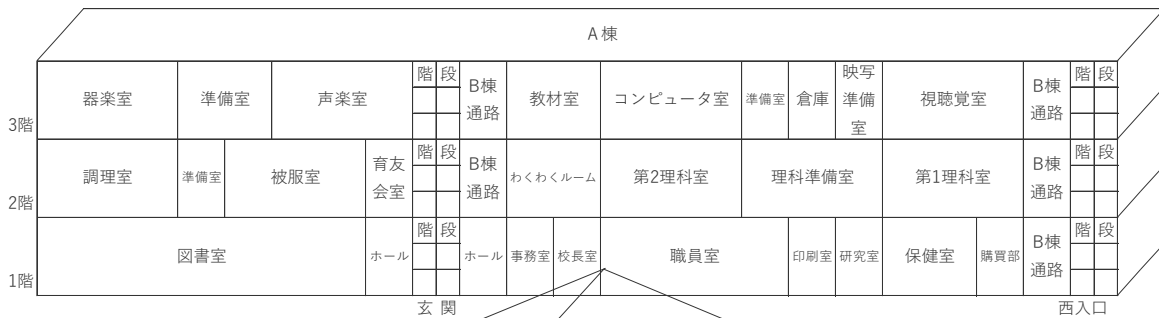
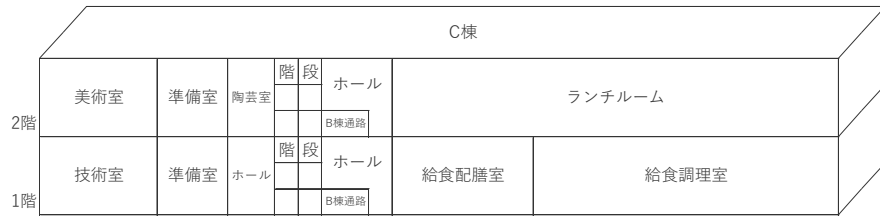
最後に、保護者の皆様へお願いがございます。

芦屋市立学校において、お子さんを中心に撮影した行事や参観日の写真や動画をSNSや動画サイトで公開した際に、他のお子さんも映っていたために、大きな問題となったことがありました。

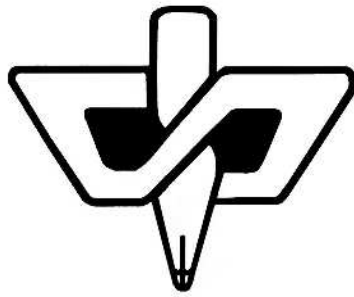
学校では、情報モラルに関する指導の充実をこれまで以上に取り組んで参りますので、保護者の皆様におかれましても個人情報の取り扱いに御留意いただきますよう、お願い申し上げます。

また、小中学校においては、年度当初に配布します「1人1台学習用端末貸与に関するお知らせ」冊子の「著作権について」「情報モラルについて」をお子様と一緒に読み下さい。

15. 教室配置案内図



- ① 体育教員室
- ② 更衣室
- ③ トイレ
- ④ トイレ
- ⑤ 更衣室
- ⑥ 体育倉庫
- ⑦ 多目的室
- ⑧ 放送室
- ⑨ 格技室



年	組	番
名前		